

東京大学相談支援研究開発センター相談支援部門
特任専門員（特定短時間勤務有期雇用職員）募集要項

1. 募集人員：特任専門員（特定短時間勤務有期雇用職員）若干名
2. 雇用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 更新の有無：更新なし
4. 試用期間：採用された日から14日間
5. 就業場所：本郷キャンパス(文京区本郷7-3-1) または 柏キャンパス(柏市柏の葉5-1-5)
相談支援研究開発センター相談支援部門（学生相談所・ピアサポートルーム）
6. 主な職務内容：
 - (1) 学生に対する心理カウンセリング
 - (2) 家族や教職員に対するコンサルテーション
 - (3) 学生や教職員に対する研修やグループ相談等の企画と遂行
 - (4) 学生のピアサポート活動の管理・指導
 - (5) 学生ピアサポートナーの養成
 - (6) 相談支援研究開発センターならびに学内の諸機関・諸施設との連携
7. 就業日：週1～4日 ※就業日・就業時間・就業場所については応相談
就業時間・勤務時間 1日7時間45分 (9:30～18:00 休憩45分)
※業務の都合により変更することがある。
8. 休日・休暇：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は原則休日。
ただし、本公募の職においては始業・終業の時刻、休憩時間、休日等の就業上の規定は適用されない。
年次有給休暇、特別休暇 等規程に基づき付与
9. 給与等：時給2,230円～4,450円程度 ※資格、能力、経験などに応じて決定。
※賞与なし、通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円まで）
※毎月末締め、原則翌月17日支給。
10. 加入保険：法令の定めるところにより文部科学省共済組合（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入。
11. 資格・条件：
 - ① 臨床心理士または公認心理師の資格を有する方。（外国の資格の場合、資格に関して詳細がわかる資料を別途提出のこと）。
 - ② 臨床心理学分野での研究により修士以上の学位を有し、十分な実践的訓練を受けていること。
 - ③ 学生相談に関する知識や経験を有すること。
 - ④ 「6. 主な職務内容」を遂行する資質と能力を有すること。
 - ⑤ 「6. 主な職務内容」を日本語に加え英語もしくは中国語で遂行できる能力を有することを歓迎する。

12. 提出書類：

① 履歴書（東京大学統一書式を使用のこと）

※ 書式は東京大学統一履歴書フォーマットからダウンロードすること。

② 着任後の抱負について（A4で1枚以内、希望の勤務日数・曜日を付すこと）

13. 提出方法： 上記提出書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードしてください。

受取用フォルダ：応募書類(学相・PSR)特定短時間有期・特任専門員

※ 電子ファイル名は「応募書類_氏名」としてください。

※ アップロード後2～3日以内に受信確認メールが届かない場合は下記へお問い合わせください

E-mail : soudankikaku.adm [at mark] gs.mail.u-tokyo.ac.jp
([at mark]は@に置き換えてください。)

14. 応募締切： 令和7年2月14日（金）【必着】

※ ただし、適任者の採用が決まり次第、締め切ることがあります。

15. 選考方法： 第一次選考：書類選考

第二次選考：面接

※ 面接の日程については、書類選考合格者に個別に連絡いたします。

16. 問い合わせ先：

東京大学相談支援研究開発センター 学生相談所長 高野

E-mail : scc-dir.adm [at mark] gs.mail.u-tokyo.ac.jp

([at mark]は@に置き換えてください。)

17. 募集者名称： 国立大学法人東京大学

18. 受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

19. その他：

1) 応募書類は返却いたしません。

2) 面接を行う場合の交通費等は自己負担となります。

3) 応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考以外の目的には利用いたしません。

4) 本学は2009年3月3日に「男女共同参画加速のための宣言」、2022年6月「ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を発表しました。本センターでは、この宣言に基づき、女性の応募を歓迎します。性別、国籍、その他多様な背景を有する候補者の応募を歓迎します。また応募者には、本学のダイバーシティ&インクルージョン宣言の実現に向けて積極的に取り組むことを期待します。

5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。